

相模原市立小中学校
食物アレルギー対応マニュアル
【令和8年1月改訂】



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

相模原市教育委員会

目 次

第1章 食物アレルギーの基礎知識

- 1 原因食物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 診断根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 新規発症（初発）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 学校における食物アレルギー対応

- 1 校内体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4
- 2 保護者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 他機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 学校生活管理指導表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8
 - 食物アレルギー対応の流れ（モデルケース）・・・・ 9
 - 小学校卒業から中学校入学時の流れ・・・・・・・・ 10
 - 各学校給食センター除去食対応の流れ（フローチャート）・・・・ 11

第3章 学校給食での対応

- 1 学校給食における対応の基本方針・・・・・・・・ 12～13
- 2 献立作成時の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 調理作業時の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 学校及び家庭での給食における対応例 毎月の対応・・・・ 15
 - ” 対応当日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 給食以外での対応

- 1 食物・食材を扱う授業・活動・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 運動（体育、部活動等）・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 宿泊を伴う校外活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5章 食物アレルギー発症に備えて

- 1 発症時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 緊急時に備えた処方薬・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～22
- 3 校内研修・緊急時対応訓練・・・・・・・・・・・・ 22～23

第1章 食物アレルギーの基礎知識

適切な食物アレルギー対応を行うために、正しい知識を持つことが不可欠です。次の資料等を活用し、食物アレルギーについて正しく理解してください。

・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
《令和元年度改訂》」（文部科学省監修）

・ 学校保健ポータルサイト

<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/101>

・ アレルギーポータルサイト

<https://allergyportal.jp>

1 原因食物

原因食物の種類や頻度は多岐にわたりますが、近年ナッツ類を原因とする食物アレルギーが増加傾向です。

2 診断根拠

一般に、食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできません。実際に起きた症状や、食物経口負荷試験等の検査結果に基づいて医師が診断します。食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内に留まることがほとんどです。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いと考えられます。除去品目数が多いと対策が煩雑になるだけでなく、栄養バランスの偏りから成長発達の妨げに繋がるため、保護者や主治医等に相談しながら診断に基づいた除去を行うことが必要です。

3 新規発症（初発）

今までに食べたことがない食物を、学校給食で初めて食べて、食物アレルギー症状を起こす例や、普段食べていた食物で、突然食物アレルギー症状が現れることも見受けられ、特にナッツ類や果物による初発が近年多く発生しています。

給食後に体調不良等を訴えてきた場合、食物アレルギーであることも疑って適切な対応をしなければなりません。

学校での食物アレルギーの発症を予防し、仮に発症した場合には重症化を防止するために、学校全体での組織的な取り組みが必要です。

第2章 学校における食物アレルギー対応

1 校内体制の確立

食物アレルギーの対応を始めるためには、まず学校全体での体制作りが前提となります。

各学校で既に構築されている緊急時の校内体制を基に、食物アレルギー対応委員会を作ります。その際には、家庭や学校医、医療機関、教育委員会、消防署等との関わりについても十分に考慮し、教職員全員が連絡や報告、確認、指導、情報の提供・把握等を積極的かつ的確に行うことができる体制を構築します。

次のモデルケースは単独校調理場方式(自校の給食室で給食を調理)の小学校の例です。学校給食センターの受配校とデリバリー方式の中学校給食実施校では、構成員や内容を学校の実状に合わせたものに代え、実施してください。

食物アレルギー対応委員会(モデルケース)

1 目的

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、学校給食における適切な対応を検討し、教職員全員が共通認識を持ち、より安全な学校給食の運営を図ることを目的とする。

2 構成員

校長、副校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭又は管理栄養士・栄養士(以下、「栄養士」という。)等

3 内容

- (1) 校内での食物アレルギー対応の流れと実施までを把握する(P 9 参照)。
- (2) 保護者との面談を行う。
- (3) 除去食等の対応内容を決定する。
- (4) 緊急時の対応を明確にしておく。
- (5) 食物アレルギーに係る必要書類を児童生徒ごとに作成及び管理する。
- (6) 学校全体の食物アレルギー対応人数とその対応内容を把握する。

小中学校における各構成員の主な役割は次のとおりです。

管理職(校長・副校長)

- ・入学説明会等により、食物アレルギー対応の申し出を受ける。
- ・保護者との面談時に学校としての対応の基本的な考え方等を説明する。
- ・食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ・人員及び施設設備等の諸状況を勘案して対応策を決定する。
- ・毎月、保護者に配付する詳細献立表は、児童生徒毎のアレルギー食品を学校が先に示すものとし、学級担任を含め校内複数人で確認し、承認する。
- ・通常の給食と同様に、除去食^{*}の検食を実施する。

学級担任

《保護者への対応》

- ・保護者からの申し出や家庭環境調査票、保健調査票等で食物アレルギーを有する児童生徒を把握し、給食主任、養護教諭及び栄養士に報告する。
- ・保護者との面談の日程を調整する。
- ・保護者との面談の際、必要な対応、要望等を確認する。また、誤食防止のため、該当の料理を食べないように児童生徒への指導をお願いする。
- ・学校生活において、食物アレルギーへの配慮が必要であると保護者から申し出があった場合、学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)(以下、「管理指導表」という。)の提出を求める。
- ・食物アレルギー対応委員会で決定した対応方法を保護者に伝える。
- ・緊急時の保護者、主治医等の連絡先を聞き、関係教職員と共有する。
- ・毎月、保護者に配付する詳細献立表の内容を確認する。

《学級での指導》

- ・食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食の時間を過ごせるよう、食物アレルギーに対して正しい認識を持つ。また、他の児童生徒に対しては、食物アレルギーを有する児童生徒のプライバシーに配慮し、適切に指導する。
- ・エピペン[®]を携行している児童生徒については、保護者と相談の上、保管場所を決めておく。なお、本人及び保護者の了解が得られたら保管場所がわかるよう工夫(例：ロッカーにカラーテープ等で表示)する。
- ・出張等で不在にする際は、補填で配置される教職員に補填計画書等で引継ぎを行う。

《給食時の対応》

- ・給食室において除去食を直接受け取り、その際に、除去食カードの内容を確認する。
- ・誤配防止のため、対象の児童生徒に除去食を直接手渡す。
- ・その日の給食でアレルギー対応がある児童生徒の給食は、一番最初に盛り付ける。
- ・誤配がないことを詳細献立表で確認する。
- ・その日の給食でアレルギー対応がある児童生徒には、おかわりをさせない。
- ・給食当番について面談で確認し、必要な場合は、アレルゲンに触れることがないように配慮する。
- ・誤食や症状が出たときは、我慢せずに申し出るよう児童生徒に指導する。

給食主任

- ・入学説明会等に参加し、食物アレルギー対応の申し出を受ける。
- ・保護者との面談に同席して、食物アレルギーを有する児童生徒の実態について把握し、教職員間の共通理解を図る。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の情報を集約し、食物アレルギー対応委員会の開催を管理職と調整する。
- ・学校の事情に応じて毎月、保護者に配付する詳細献立表の内容を確認する。

養護教諭

- ・入学説明会等に参加し、食物アレルギー対応の申し出を受ける。
- ・保護者との面談時に、食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。
- ・食物アレルギー症状が出た場合の応急処置等について、保護者に確認しておく。
- ・緊急連絡先を事前に学級担任に確認しておく。
- ・エピペン®を携行している児童生徒については、保管場所を確認しておく。
- ・食物アレルギーについての正しい知識を周知する。
- ・児童生徒の体調の把握に努める。
- ・学校の事情に応じて毎月、保護者に配付する詳細献立表の内容を確認する。

栄養士

《保護者への対応》

- ・入学説明会等に参加し、食物アレルギー対応の申し出を受ける。
- ・保護者との面談時に給食での対応の確認、調理方法等の情報提供を行う。
- ・毎月、給食で使用するアレルゲンの有無等を示した詳細な献立表を作成し、複数の職員の承認を受け、保護者に情報提供する。その際、必要に応じて使用する加工食品の原材料についても示す。
- ・アレルゲンが入っていることがわかりにくい献立の場合、献立予定表に明記する献立名にアレルゲンを表示する(例：チーズいりハンバーグ)。

《教職員・給食調理員への対応》

- ・食物アレルギー対応委員会に諮るため、対応について給食調理員と調整する。
- ・作業工程、動線図に沿って、アレルゲンの混入や誤配がないよう調理指示を行う。
- ・学級担任に給食時の注意点や食物アレルギー対応に関する助言を行う。
- ・除去食に除去食カードを添付し学級担任に直接手渡す。

給食調理員

- ・除去食対応を行う児童のアレルゲン等を把握しておく。
- ・栄養士との打ち合わせを行い、調理作業において作業工程表や動線図等に沿って、アレルゲンの混入や誤配がないようにする。
- ・除去食を学級担任に直接手渡す。

◎用語解説

※除去食…アレルゲン、又はアレルゲンを含む食物が調理過程で混入していない料理や食物。

2 保護者の役割

食物アレルギーを有する児童生徒にとっては、自分自身の食物アレルギーを知り、自分の身を自分で守ることも重要です。そのためには、保護者と学校が食物アレルギーに対する共通の認識を持ち、連携することが必要不可欠です。学校側の取組が有効に機能し、児童生徒が安全・安心な学校生活を送るためにも、保護者は次に挙げる項目等を主体的に行ってください。

《入学前》

- ・学校で食物アレルギーの対応が必要かどうかをかかりつけ医と相談する。
- ・入学説明会等で学校に食物アレルギーを有することを申し出る。
- ・食物アレルギーの症状が出た際の連絡先や救急搬送先を家庭内で確認しておく。
- ・学校から求められた管理指導表等の書類を提出する。

《学校での面談》

- ・学校との面談に参加し、学校生活における対応内容を相談する。(対応は面談後に開始となります。)

《対応開始まで》

- ・家庭において、食物アレルギーを有すること、誤食や具合が悪くなった時はすぐに申し出ることを児童生徒に理解させる。
- ・エピペン®含む処方薬を携行する場合、学校に申し出る。
- ・エピペン®含む処方薬は原則として預かることはできないため、学校と相談して保管場所を決定する。

《対応開始後》

- ・学校から提供された1ヵ月分の詳細な献立表を受け取り、アレルゲンを確認し、喫食の可否及び弁当持参等について、期日までに学校に連絡する。(期限以内に連絡がない場合は、一定期間、給食の提供が難しい場合があります。)
- ・毎朝、登校前に児童生徒とともに詳細な献立表をもとに、給食喫食及び弁当持参の有無を確認する。
- ・弁当を持参する場合は、材料にアレルゲンが入っていないことを確認し、確実に持たせる。
- ・エピペン®が使用できる状態にあるか確認する。

《新規発症について》

- ・初めて食物アレルギーの症状が発症した場合には、速やかに医師の診断を受け、その後の対応について学校と協議する。

《デリバリー給食における注意点》

- ・デリバリー方式の中学校であっても、毎朝、登校前に生徒とともに献立表等により給食喫食可否を料理毎に確認し、誤食防止に努める。

3 他機関との連携

学校と保護者の連携が円滑に行われていても、新規にアナフィラキシーを発症した場合のように、時には学校と保護者のみでは対応しきれない状況が起こり得ます。緊急時に備え、事前に消防署と主治医・緊急時医療機関の連絡先等の確認を行います。

医療機関については、管理指導表を提出している児童生徒の主治医のほか、緊急時に備えて専門医(管理指導表に記載された緊急連絡医療機関)、必要に応じて学校医との連絡体制を構築します。学校医の協力が得られる場合は、食物アレルギー対応委員会へ参加いただいても良いでしょう。

また、学校に提出された管理指導表のうち、「アナフィラキシーがある」「エピペン®が処方されている」のいずれか一つでも該当する場合については、教育委員会と消防局で情報を共有しています。このため、学校は管理指導表の提出者及びその内容を把握しておき、万が一、救急搬送を依頼する場合にはその旨を連絡し、管理指導表を救急隊に提示できるようにしておきます。

4 学校生活管理指導表(以下、「管理指導表」という。)

(1) 管理指導表とは

学校生活において配慮が必要な児童生徒が、健康で安全な学校生活を送るため、個別に具体的な情報を医師に記載してもらうもので、診断書に代わるものです。

相模原市教育委員会では、食物アレルギーへの対応として、公益財団法人日本学校保健会が作成した管理指導表をもとに改編し、食物アレルギーやアナフィラキシーに重点を置いたものを運用しています。

なお、症状に変更が無い場合であっても配慮や管理が必要な間は、毎年医療機関を受診し、新しい管理指導表を医師に記載してもらいます。

(2) 対象者

学校生活において、食物アレルギーに配慮すべき児童生徒においては、管理指導表の提出が必要です。具体的には次のとおりです。

- ア エピペン®を処方されている児童生徒
- イ アナフィラキシーの既往がある児童生徒
- ウ 除去食提供や詳細な献立表の配付等、給食において何らかの対応を必要とする児童生徒(デリバリー方式の中学校を除く)
- エ 授業や宿泊等、学習活動において何らかの配慮を必要とする児童生徒
- オ 市立小学校での入学説明会及び保護者との面談を経て、入学後に上記のいずれかの項目に該当すると予想される未就学児童

なお、乳糖不耐症等、食物アレルギー以外の理由から飲用牛乳の除去を希望する場合は、管理指導表の提出は不要です。

(3) 発行の流れ

令和4年度診療報酬改定により、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）が診療報酬制度の対象となりましたので、公的医療保険及び小児医療費助成等を利用して発行していただきます。具体的な流れは次のとおりです。

学校は、保護者に管理指導表を渡します。

保護者は、学校から受け取った管理指導表を持って医療機関を受診し、医師に記載してもらい、学校に提出します。

学校は、保護者から受け取った管理指導表の原本を保管し、その写しを2週間以内に学校給食課へ（給食センターの受配校は加えて給食センターへ）提出します。

管理指導表の文書料については、医療機関で健康保険証及び小児医療証等を提示いただくことにより、窓口での支払いは発生しません。ただし、中学生の方は受診にあたり500円/回の自己負担があります。

(4) 管理・運用

管理指導表等や保護者から提供された情報は、保護者の同意のうえで、食物アレルギー対応委員会内だけでなく、教職員全員で共有します。特に管理指導表等は、個人情報に留意しつつ、緊急時に教職員の誰もが閲覧できる状態で管理します。

(5) 引継ぎ・その他

管理指導表の記載の症状に変更（食品の追加等）があった場合は、新しく発行してもらい、提出させてください（同一年度内に複数回提出も可能。ただし、同一个月内は不可）。なお、症状に変更がない場合であっても配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年医療機関を受診し新しく管理指導表を発行してもらいます。

また、一部、全部に係わらず、解除指示として管理指導表や医師の診断書の提出を求めることはできません。除去対応していた食品が摂取可能になった場合は除去対応解除申請書（様式4）を、その他の場合で学校での配慮や管理の必要が無くなった場合は学校生活管理指導表による対応解除申請書（様式8）を提出してもらい、学校はその写しを学校給食課へ（給食センターの受配校は加えて給食センターへ）提出します。

小学校卒業時及び転校時の対応は次のとおりです。

ア 市内公立小・中・義務教育学校に転校・進学の場合

(ア) 発行から1年未満の管理指導表は保護者に返却し、進学（転校）先の学校名を追記し、進学（転校）先に提出してもらいます。

(イ) 発行から1年が経過する場合、及び症状に変化がある場合は改めて医療機関を受診し、進学（転校）先への提出用に新しい管理指導表を発行してもらいます。

※デリバリー方式の中学校給食では除去食対応や詳細献立表配付を行っていないため、給食の対応を目的とした管理指導表の提出は必要無くなりますが、宿泊学習における宿泊先との確認や連絡調整等も配慮に含まれるため、基本

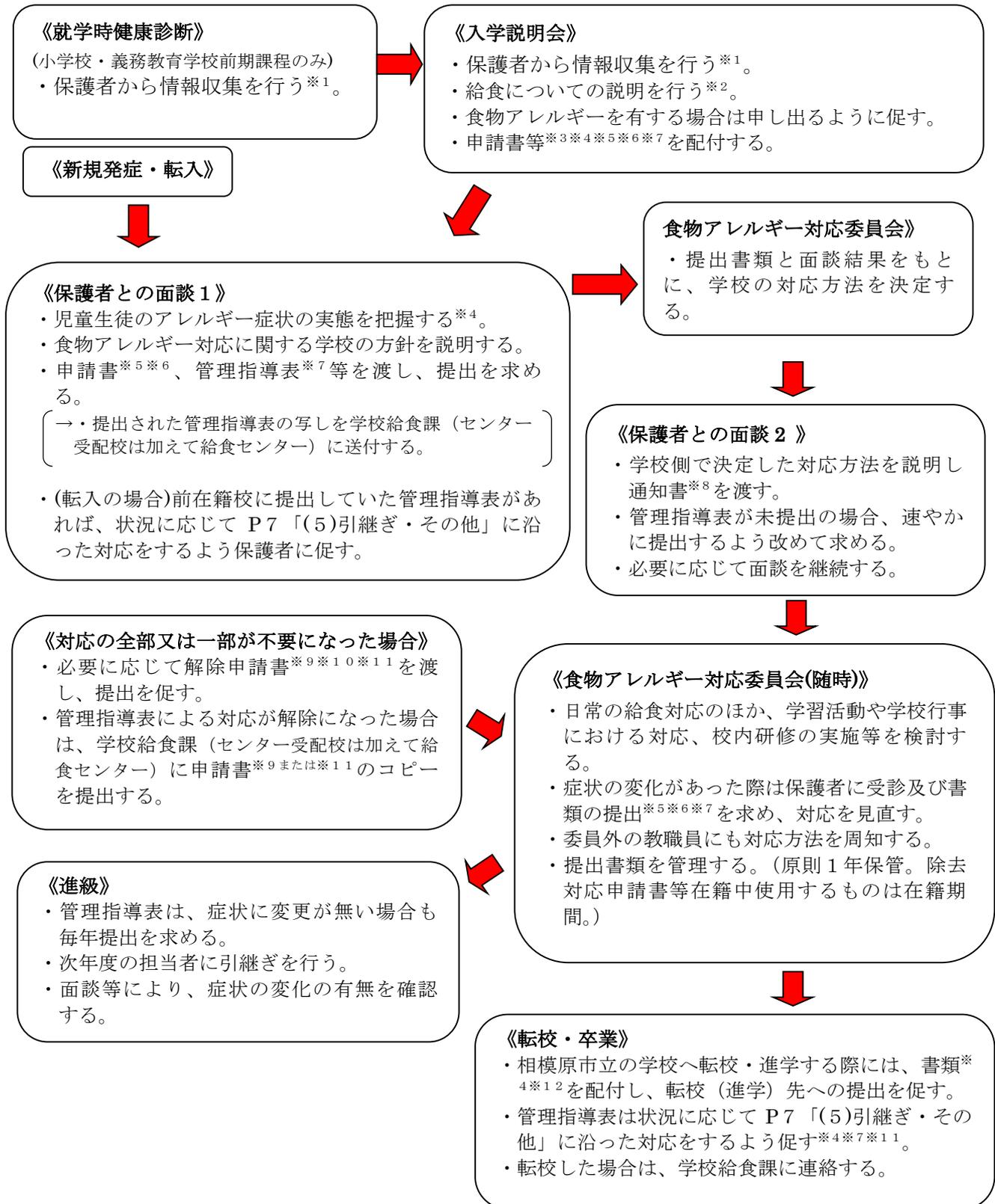
的に小学校で管理指導表を提出していた児童は、中学入学時にも提出することとなります。

イ 相模原市立以外の学校へ進学(転校)する場合
進学(転校)先の指示に従ってください。

上記ア・イに関わらず、耐性を獲得する等、学校生活において特段の配慮が必要なくなった場合は、学校生活管理指導表による対応解除申請書(様式8)を提出してもらい、学校はその写しを学校給食課へ(給食センターの受配校は加えて給食センターへ)提出します。

該当児童生徒が転校した場合、学校は学校給食課に連絡してください。

食物アレルギー対応の流れ(モデルケース)



※1…食物アレルギー調査(資料2) ※2…相模原市学校給食で使用する食材について(資料3) ※3…保護者宛文書(資料4)

※4…食物アレルギー個人記録表(面談用確認シート)(様式7) ※5…除去対応申請書(様式1) ※6…飲用牛乳除去申請書及び申出書(様式2)

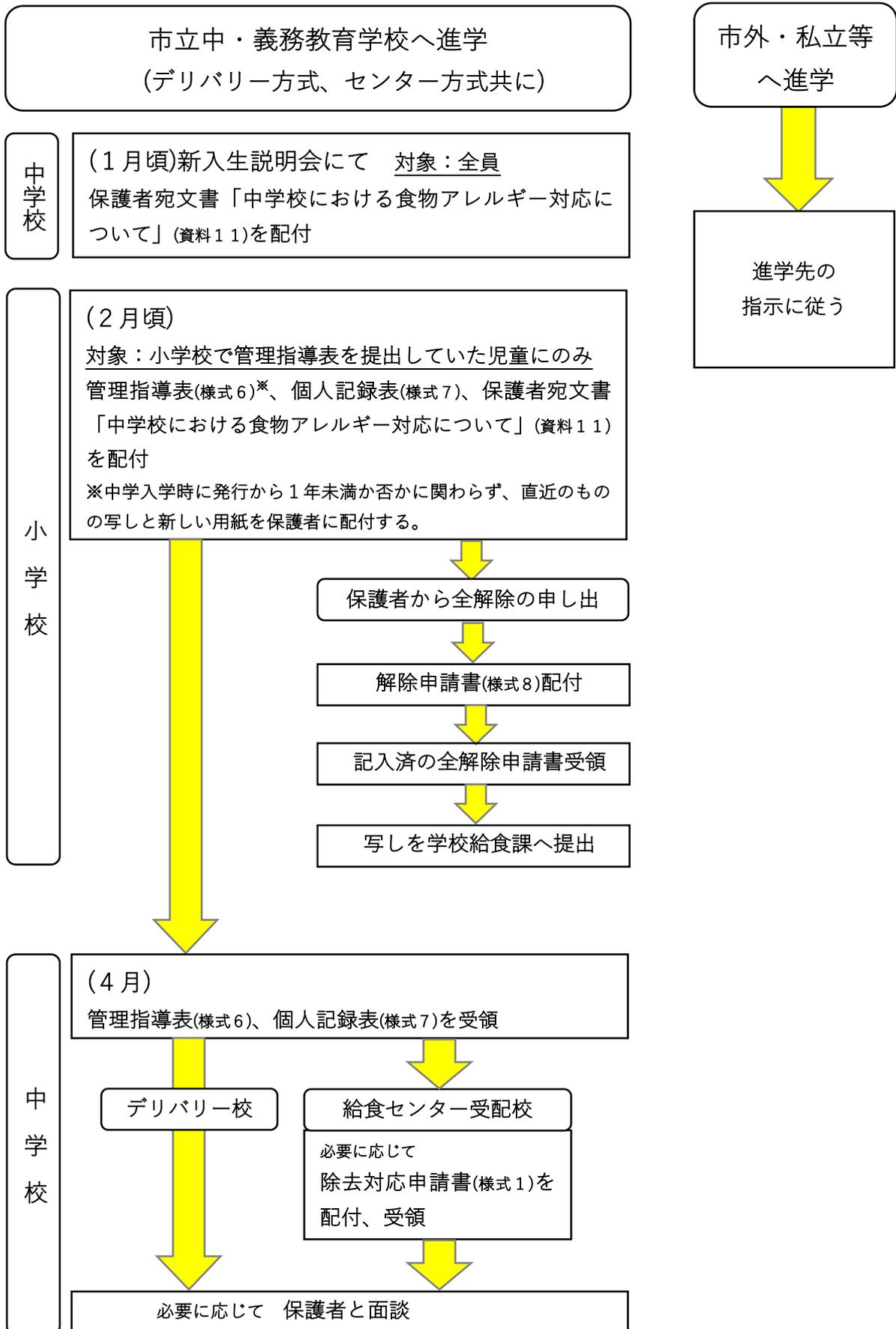
※7…学校生活管理指導表(様式6)

※8…除去対応決定通知書(様式3) ※9…除去対応解除申請書(様式4) ※10…飲用牛乳除去解除申請書(様式5)

※11…学校生活管理指導表による対応解除申請書(様式8) ※12…保護者宛文書(資料11)

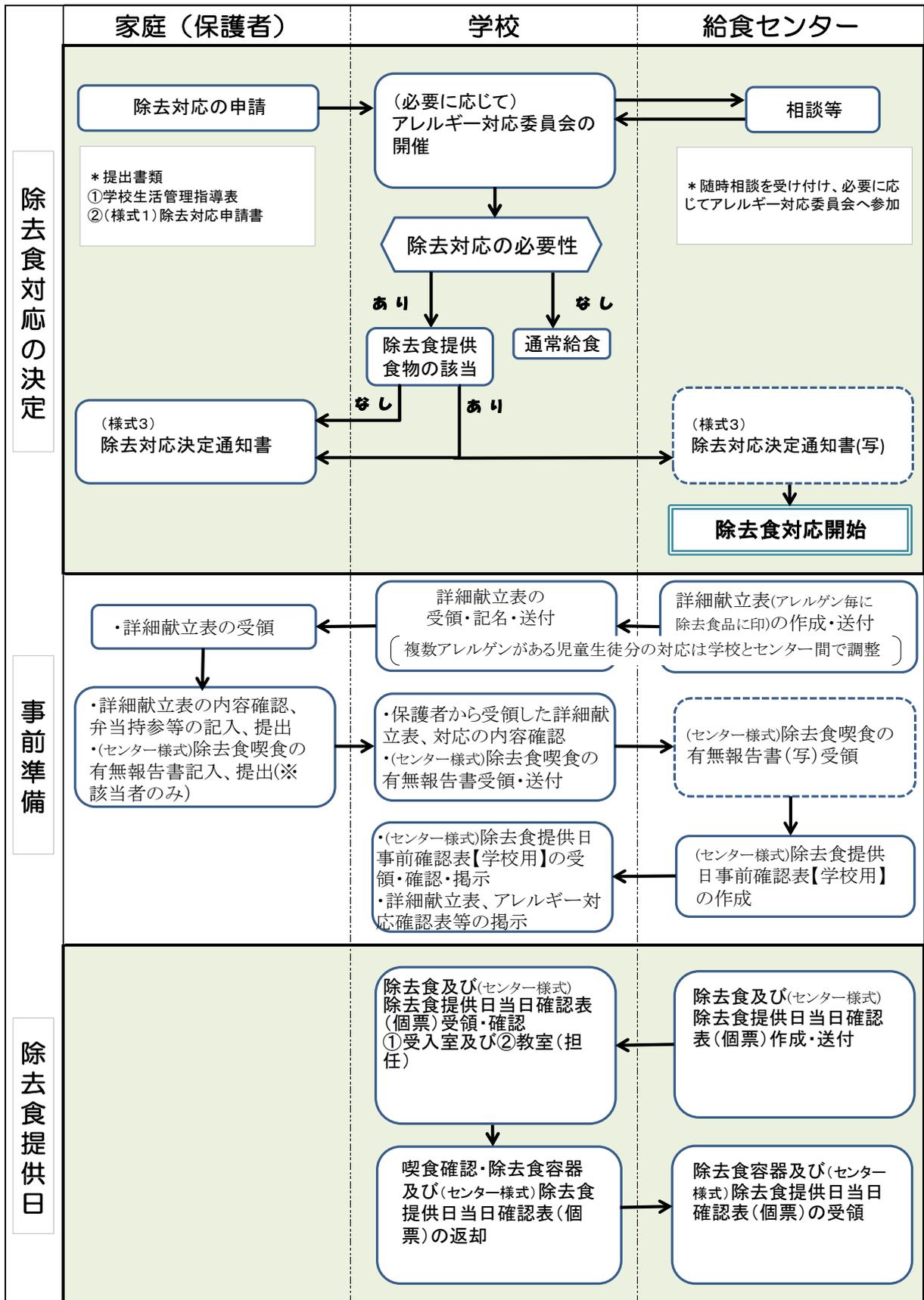
※資料の使用は任意

小学校卒業から中学校入学時の流れ



各学校給食センター除去食対応の流れ(フローチャート)

(詳細は、e-ネット SAGAMI 各給食センターのフォルダ内の資料を参照)



★上記のフローチャートは、除去食を提供する児童・生徒が対象。その他のアレルギー対応については、P15、P16を確認。

第3章 学校給食での対応

1 学校給食における対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒が給食等を楽しみ、学校生活がより一層「安全・安心」なものとなることを目的として、次の対応をとります。本市においては、レベル3（除去食対応）までの対応とし、食物依存性運動誘発の場合は、学校生活においては食品制限を基本とします。

(1) 対応の種類

ア レベル1：詳細な献立表対応

給食の原材料におけるアレルゲン含有情報を詳細に記した献立表をもとに保護者と教職員が、除去すべき料理を確認することを指し、すべての対応の基本として必ず行います。その上で、食べられない料理について、除去食、該当料理を食べない（教室で配食しない）、または弁当持参といった対応を決定します。ただし、デリバリー方式の中学校においては、相模原市中学校給食ブログに掲載している詳細献立表で保護者に確認していただきます。

イ レベル2：弁当対応

(ア) 完全弁当対応

除去食対応ができず、食べられない料理がある場合で、給食として栄養量等が大幅に不足する場合、全ての料理を持参する完全弁当対応とします。

(イ) 一部（主食のみ）弁当持参対応

当該料理が主食に関わる場合にのみ、代替品の持参を可としますが、万が一発症した場合の原因特定や責任を負うことが難しいことを保護者に伝えます。

※持参する弁当について

給食の代替であることを御理解いただくとともに、家庭で摂取し、症状が出ないことが確認できたものとします。また、本人が保管することを原則とし、夏は保冷剤を入れるなど衛生面・安全面に十分注意して持たせるよう保護者に伝えます。

ウ レベル3：除去食対応

単独校調理場方式の小学校及び学校給食センターの受配校に限り、除去食対応を行うことができます。

デリバリー方式の中学校では除去食対応は行いません。

エ レベル4：代替食対応

代替食調理は実施しません。

(2) 単独校調理場方式の小学校及び学校給食センターの受配校の対応

- ・除去対応を行う場合は、管理指導表の提出を必須とし、医師の診断と指導に基づき、実施します。

- ・保護者との面談を行い、除去食対象食物や対応方法については、食物アレルギー対応委員会にて決定します。実施は、調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、安全に給食提供が行える範囲内とします。
- ・主食持参、一部のみ食べない、除去食提供については給食費の減額は行いません。ただし、完全弁当対応する場合や、飲用牛乳を摂取することが困難な場合は、その代金を減額します。
- ・除去対応は、完全除去するものとし、多段階対応（少量可や加工品は可等）は行いません。但し、加熱の有無による対応変更の安全性が確認されている、鶏卵及び果物・野菜については、児童生徒の実状に即した対応とします。
- ・調味料・だし・添加物の除去が必要な場合（管理指導表のE欄に○がついた場合）や、加工食品の注意喚起表示（コンタミネーション）についても除去の指示がある場合は、安全な給食提供は困難であるため、原則弁当対応とします。
- ・除去食の個別対応は、対応人数と除去食物の種類が多いほど調理が複雑になり、事故が発生しやすくなるため、1料理あたり1種類の除去食を原則とします。
- ・誤配・誤食を防止するため、除去対応のある日の対象児童生徒は、他の児童生徒と色の異なる食器・トレイを活用することも可能とし、おかわりは禁止とします。
- ・栄養士、給食調理員、学級担任及び保護者が一つの共通した資料（例：詳細な献立表）を元に調理し、給食を提供します。

2 献立作成時の留意点

除去食等の給食での食物アレルギー対応では次の点に留意します。

- ・そば、ピーナッツ及びキウイフルーツは年間を通じて献立に入れないこととします。また、給食で使用する木の実類は「アーモンド、栗、ココナッツ、カカオ」の4種のみとします。
- ・1回の献立で、複数のメニューに同じアレルゲンが入らないよう考慮します。
- ・加工食品や調味料等を使用する際は、原材料配合表を取り寄せ、使用食材の確認を行います。
- ・献立予定表(主な食材料名を記入したもの)及び使用する食材料及びアレルゲンがわかる詳細な献立表を作成します。
- ・原因食物を使用する場合は、必要に応じて主な原因食物がわかるような献立名となるよう配慮します。

3 調理作業時の留意点

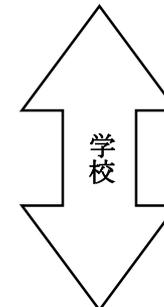
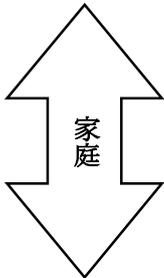
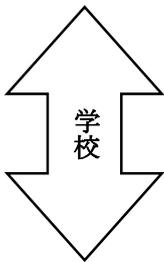
- ・調理指示書、作業工程表、作業動線図は、アレルギー対応作業についても明記したものを作成し、当日の朝までにそれらの書類を参照しながら栄養士と給食調理員の調理にかかわる全員で綿密な打ち合わせ（対応が必要な児童生徒のクラス、除去食品名、除去担当者、使用する器具等の確認）を行います。
- ・検収時は、納品された食材が発注した食材であるか、加工食品等はアレルギー原因食材が使われていないか原材料欄を確認します。
- ・除去食を取り分ける場合は、原因食材の混入がないことを確認してからとり分けます。
- ・除去食調理後に原因食物の混入や取り違えが起きないように、他の児童生徒と色の異なる食器やトレイ、除去食カード等を活用します。

- ・レベル1～3の対応では、予定献立の変更があった場合には、変更後の献立にアレルゲンが入っていないか確認します。変更後は必要に応じてその都度保護者と連絡を取り、対応について相談します。また、保護者と相談し、決定した内容については児童生徒にもよく理解させます。

学校及び家庭での給食における対応例 毎月の対応

単独校調理場方式

給食センター方式



・毎月 15 日頃
【栄養士】 翌月分の詳細な献立表（アレルギー毎に除去食品に印を記入）、アレルギー対応確認表を作成する*。
【調理員、管理職等】 複数で確認をし、学校に配付する。

※複数アレルギーがある児童生徒の場合は、給食センターと学校間で調整する。

・毎月 20 日頃
【栄養士】 翌月分の詳細な献立表（児童毎に除去食品に印を記入）、アレルギー対応確認表を作成する。
【担任、管理職、養護教諭、給食主任、調理員等】 複数で確認をし、保護者に配付する。

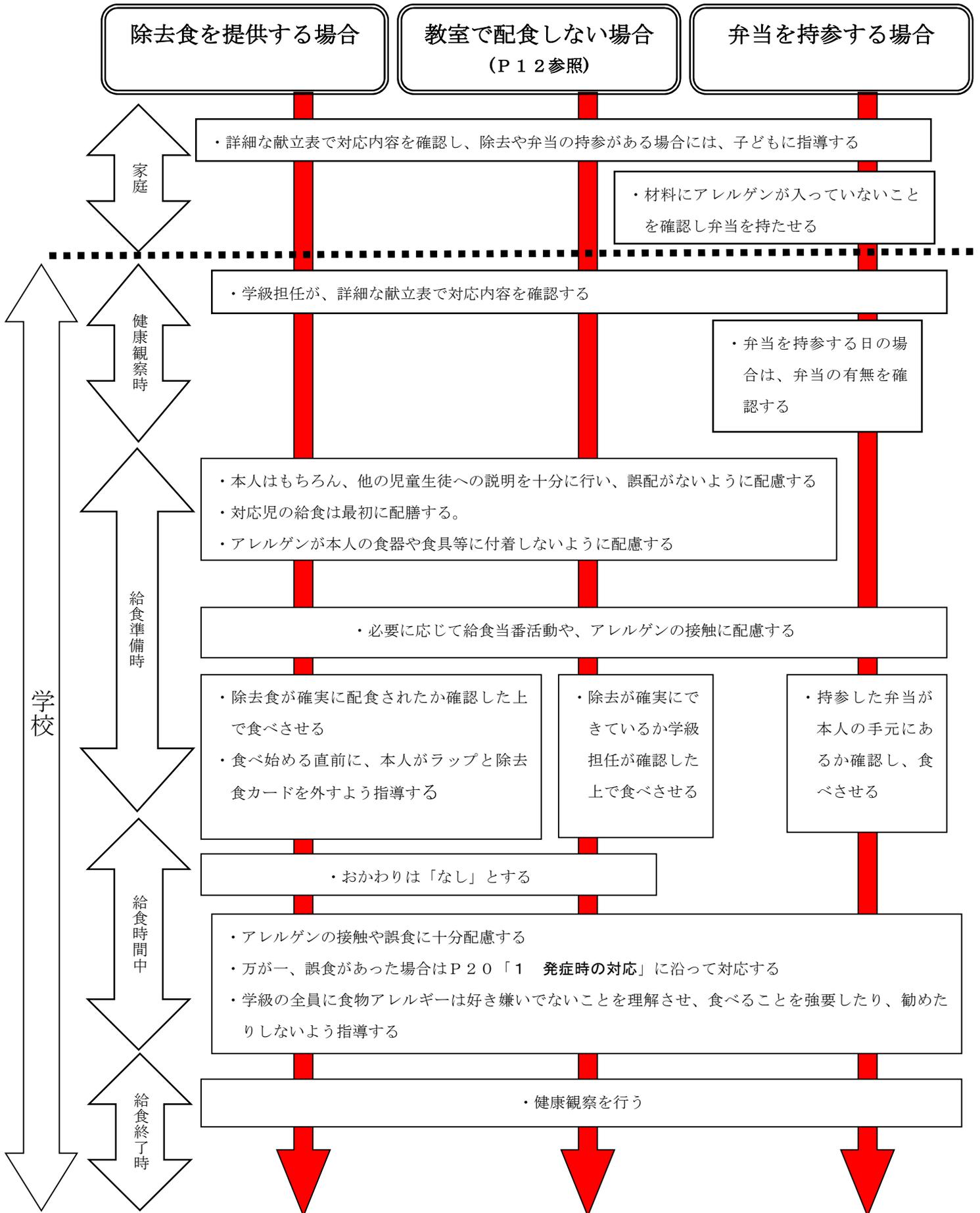
・毎月 20 日頃
【担任、管理職、養護教諭、給食主任等】
 対象アレルギーに応じた詳細な献立表に、児童生徒名を記入し*、複数で確認をして保護者に配付する。

【保護者】 ① 除去食品の漏れがないか確認する。
 ② 対応（除去食の喫食の有無、弁当持参等）を記入する。
 ③ 記入漏れや質問等がある場合は、その内容を記入する。
 期日までに学校に提出する。

前月末迄
【栄養士、担任、管理職、養護教諭、給食主任等】
 複数で保護者から提出された詳細な献立表、アレルギー対応確認表の内容を確認する。必要に応じて決定版を保護者に配付する。

前月末迄
【担任、管理職、養護教諭、給食主任等】
 複数で保護者から提出された詳細な献立表、アレルギー対応確認表の内容を確認する。
 決定版を保護者に配付する。
 除去食喫食の有無を給食センターに連絡する。

学校及び家庭での給食における対応例 対応当日



デリバリー方式の中学校給食の予備食について

予備食とは、配送数の不足又は異物混入等の事故に備え、各学校に予定の食数より余分に準備している給食のことです。相模原市立中学校給食実施要領では、予備食対応について以下のように規定しています。

(「相模原市立中学校給食実施要領」より関係条文抜粋)

第10条

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に予備食を充てることができるものとする。

- (1) 配送数に不足が生じて喫食することができない対象者
- (2) 異物混入等の事故により、喫食することができない対象者
- (3) その他校長が予備食を充てることが適当であると判断した対象者

(3)により予備食を提供する場合は、必ず生徒に食物アレルギーがないことを確認してください。

第4章 給食以外での対応

1 食物・食材を扱う授業・活動

(1) 調理実習を伴う活動

- ・家庭科の調理実習等、食に関する活動を行う場合、食物アレルギーを有する児童生徒への影響の有無を確認します。(給食に使用しない食品“そば、ピーナッツ、キウイフルーツ、くるみ、カシューナッツ等”は、授業においても使用しないことが望ましい。)
- ・学級担任、教科担任等の関係職員は、事前に材料を保護者に伝え、アレルゲンが含まれていないかを確認し、実施する場合は、保護者の了承の上で行います。

(2) 校外活動

- ・工場見学等で食物が提供される場合は、事前に内容を把握し該当児童生徒が誤食しないよう指導します。
- ・緊急時の連絡体制を保護者と確認しておきます。

(3) 注意を要する教材、学習活動

食べるだけでなく、“吸い込む”ことや、“触れる”ことでも発症の原因となる児童生徒もいます。生活科や理科、図画工作、美術、学級活動等の教材や教具にアレルゲンが含まれる場合には、除去したもの又は代替のものを用意します。清掃活動等でアレルゲンの付着した雑巾等に触れたり、他児の手を触る等による皮膚への接触、洗浄した空容器でも十分にアレルゲンが除去できていないものに触れるだけでも、アナフィラキシーを起こすこともあるので注意が必要です。

《注意を要する学習活動等》

アレルゲン	配慮すべき教材、教具、学習活動等
鶏卵	卵パック、殻、マヨネーズ容器、プリンカップ
牛乳	牛乳パックのリサイクル活動(洗浄等)、ヨーグルト容器、乳酸菌飲料容器、乳成分を使用したペットボトル
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験
ピーナッツ	豆まき、栽培
そば	そば打ち体験、そば殻枕
大豆	豆まき、味噌作り、豆腐作り

2 運動（体育、部活動等）

食物依存性運動誘発アナフィラキシー及び運動誘発アナフィラキシーを有する児童生徒は、体育や部活動（運動部）、休憩時間の遊び等運動により発症することがあるため注意が必要です。アナフィラキシーを発症した場合には、すぐに保護者への連絡や医療機関の受診、救急要請等の対応を検討します。食物依存性運動誘発アナフィラキシーを有する児童生徒の場合は、学校生活においては食品制限を基本としますが、アレルゲンを含む食物を食べた場合は、その後の運動は避けるようにします。

3 宿泊を伴う校外活動

(1) 事前に準備すること

- ・事前計画案をもとに、必要な対応や配慮を確認しておきます。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の概要を宿泊先に伝えます。
- ・緊急時の連絡体制、対応、救急搬送等について、保護者及び引率教職員で共通理解を図ります。（自由行動中の連絡体制も確認します。）
- ・宿泊先等での食事内容について原材料を確認し、アレルゲンの有無を保護者と共有します。（管理指導表に基づいた給食同様の対応とします。）
- ・保護者が必要に応じて宿泊先等と直接連絡を取り、除去食や代替食による対応に係る話し合いができるよう配慮します。
- ・事前に担当者を決めておき、食事前の確認を複数の教職員で行い、誤食のないようにします。
- ・児童生徒間で弁当、菓子及び飲料等の交換をしないよう指導します。
- ・そば殻の枕等食物以外でもアレルゲンに接触する可能性のあるものには十分配慮します。

(2) 保護者に依頼すること

- ・宿泊先等に直接連絡した場合には、結果を学校に報告してもらいます。
- ・宿泊先等での食事内容により原材料を確認し、不明な点は詳細を問い合わせ、アレルゲンの有無を学校と共有してもらいます。
- ・症状によっては、主治医のアドバイスをもとに、必要な情報をまとめてもらいます。
- ・エピペン®等の処方薬がある場合は持参してもらい、管理方法を保護者及び児童生徒と学校側で確認します。また、原則として児童生徒が自分で使用できるようにしてもらいます。

第5章 食物アレルギー発症に備えて

1 発症時の対応

アレルギー症状の重症度評価と対処法

重症度	軽症 (下記の1つでもあてはまる)	中等症 (下記の1つでもあてはまる)	重症 (下記の1つでもあてはまる)
皮膚	<input type="checkbox"/> 部分的な赤み、ぼつぼつ <input type="checkbox"/> 軽いかゆみ <input type="checkbox"/> くちびる・まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 全身性の赤み、ぼつぼつ <input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ	
消化器	<input type="checkbox"/> 口やのどのかゆみ・違和感 <input type="checkbox"/> 弱い腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 嘔吐・下痢(1回)	<input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 強い腹痛 <input type="checkbox"/> 嘔吐・下痢(2回)	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける
呼吸器	<input type="checkbox"/> 鼻水、くしゃみ	<input type="checkbox"/> 咳が出る(2回以上)	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 <input type="checkbox"/> 息がしにくい
全身		<input type="checkbox"/> 顔色が悪い	<input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い <input type="checkbox"/> 脈を触れにくい・不規則 <input type="checkbox"/> 意識がもうろうとしている <input type="checkbox"/> ぐったりしている <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす
エピペン	<input type="checkbox"/> エピペンを準備	<input type="checkbox"/> 治療後も咳が続く・重症と迷うときはエピペンを使用	<input type="checkbox"/> すぐにエピペンを使用
薬	<input type="checkbox"/> 30分続けば薬を飲ませる	<input type="checkbox"/> 薬を飲ませる <input type="checkbox"/> 呼吸器の症状があれば気管支拡張薬を吸入する(処方がある場合)	
受診対応	<input type="checkbox"/> 5分ごとに症状を観察 <input type="checkbox"/> 1時間続けば医療機関を受診	<input type="checkbox"/> 5分ごとに症状を観察 <input type="checkbox"/> 医療機関を受診	<input type="checkbox"/> あおむけの姿勢にする <input type="checkbox"/> 救急車で医療機関を受診

出典：国立病院機構相模原病院小児科『アレルギー症状の重症度評価と対応マニュアル』より

※緊急搬送を依頼した際は、続いて教育委員会にも電話連絡し、可能ならその時点でのアレルギー症状対応記録カードをファクシミリで送信する。

2 緊急時に備えた処方薬

(1) 内服薬

ア 抗ヒスタミン薬

皮膚のかゆみ・赤み、じんましんには有効ですが、呼吸器症状やアナフィラキシーには十分な効果は期待できません。効果が出るのに30分以上かかります。

イ ステロイド薬

一旦治まった症状が再燃するのを予防する効果があります。即効性はなく、効果が出るのに数時間かかります。

ウ 気管支拡張(吸入)薬

少し咳をする等軽症の呼吸器症状には有効ですが、明らかなぜん鳴(ゼーゼーする)、喉の腫れによる咳や呼吸困難には無効です。吸入薬なら15分以内に効果が出ます。

(2) エピペン®

ア 効果

アナフィラキシーの全ての症状を和らげます。具体的には以下のような効果があります。

- ・心臓の動きを強くして血圧を上げる。
- ・血管を収縮して血圧を上げる。
- ・皮膚の赤みや喉の腫れを軽減する。
- ・気管支を広げて呼吸困難を軽減する。

効果は5分以内に認められますが、体内で代謝(分解)されやすい薬剤のため、効果の持続時間は約20分程度です。エピペン®は医療機関外でアドレナリンを自己注射するための薬剤であり、緊急時の治療薬です。使用後には必ず救急搬送により医療機関を受診します。

イ 留意事項

エピペン®は、アナフィラキシーを起こした場合に、直ちに医療機関での治療が受けられない者に対し、本人もしくは保護者が注射する自己注射薬で、児童生徒や保護者は、医師から処方される際に注射の方法や投与のタイミングに関して指導を受けています。

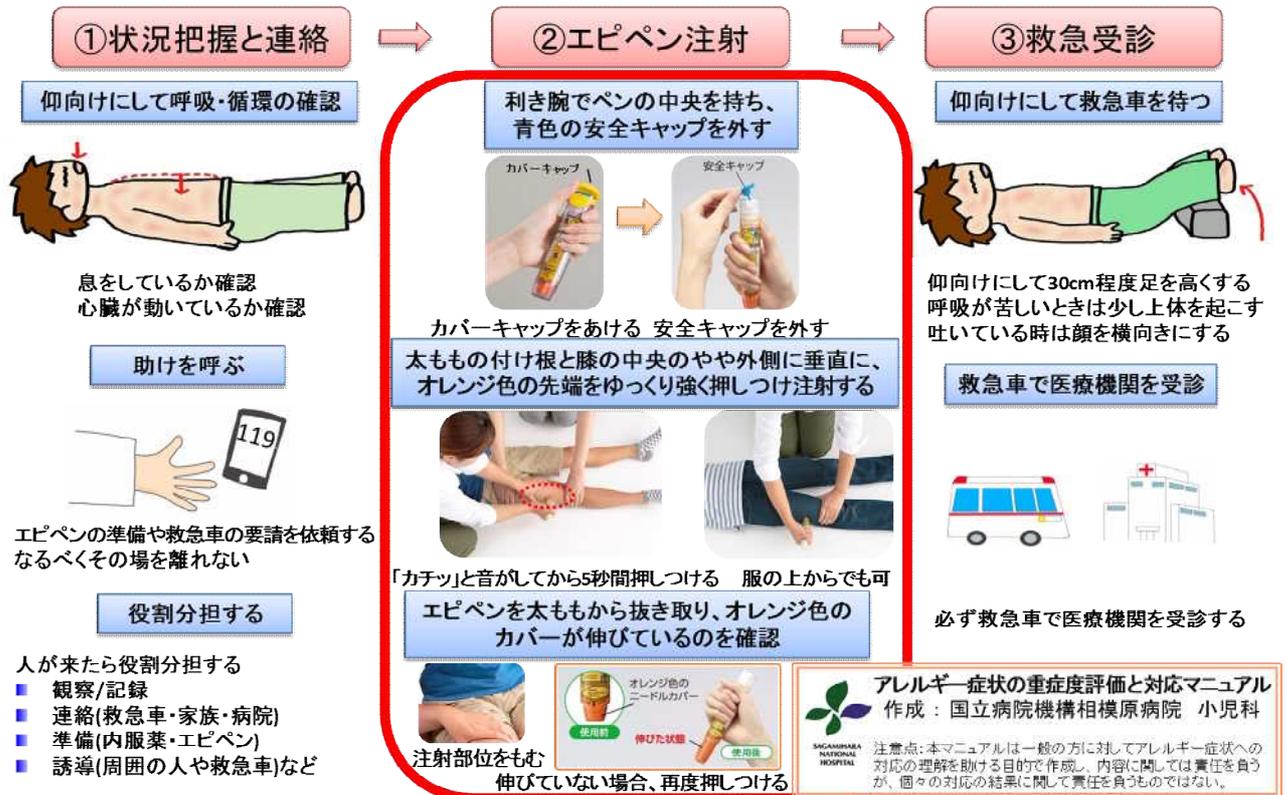
ただし、アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、エピペン®が手元にあっても症状によっては児童生徒が自分で注射できない場合もあります。そのような時には、人命救助の観点から教職員が本人にかわって直ちに注射する必要があります。この場合、法律上罪に問われることはないとされています。なお、エピペン®はあくまでもアナフィラキシーの危険がある特定の児童生徒に対して処方された薬であり、緊急時であっても、処方を受けている本人以外に対して注射することはできません。

投与のタイミングとしては、エピペン®の説明文書(添付文書)によれば、アナフィラキシーショックの症状が進行する前の初期症状(呼吸困難等の呼吸器の症状が出現した時)のうちの注射がより効果的とされています。前頁「**1 発症時の対応**」の表で太枠で囲まれた重症の症状の場合は必ずエピペン®を打つべきです。

なお、使用後のエピペン®は医療機関に渡し、処分を依頼してください。

ウ 使用方法

アナフィラキシーへの対応



出典：国立病院機構相模原病院小児科『アレルギー症状の重症度評価と対応マニュアル』より

3 校内研修・緊急時対応訓練

校内研修・緊急時対応訓練は、各校において、年1回以上必ず実施してください。研修で扱う主な内容や項目は次のとおりです。

- (1) 食物アレルギー児童生徒の確認
- (2) 緊急時対応について
 - ・アレルギー症状対応記録カード（様式9）
 - ・エピペン®の使い方
 - ・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担
- (3) 必要品の保管場所の確認
 - ・アレルギー対応献立表
 - ・緊急対応ファイル
 - ・内服薬及びエピペン®、AED等
- (4) 給食対応について（小学校・センター受配中学校・義務教育学校）
 - ・配膳の順番
 - ・食器、トレイの色分け
 - ・おかわり禁止

- ・持参品の取扱い
- ・対応食の提供や受け渡し方法
- ・喫食前の確認（児童生徒、担任、その他）
- ・担任不在時について

事前に把握している原因食物以外でも、学校で初めて発症、アナフィラキシーを起こし、緊急搬送された事例も複数あります。校内にアレルギー児がいない学校におかれましても、新規発症の場合を想定し、(2)(3)の内容を毎年全職員で共通理解してください。

※校内研修・訓練資料

- ・相模原市立小中学校食物アレルギー対応マニュアル資料

- ・研修用 DVD 「学校におけるアレルギー疾患対応資料」

平成27年3月 文部科学省より各学校に配付

映像資料については文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm からも視聴可

- ・学校保健ポータルサイト

<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/101>

等を御活用ください。

エピペントレーナーの貸し出しを学校給食課で行っています。希望がある場合は学校給食課に電話で申し込んでください。

【参考資料】

文部科学省 『学校給食における食物アレルギー対応指針』 2015.3

公益財団法人日本学校保健会 『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》』

国立病院機構相模原病院小児科 『アレルギー症状の重症度評価と対応マニュアル』

東京都アレルギー疾患対策検討委員会 『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』 2018.3 改訂版

「食物アレルギーの診療の手引き 2020」 検討委員会 『食物アレルギーの診療の手引き 2020』

「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2017」 検討委員会 『食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2017』

消費者庁 『加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック』 2021.3

一般社団法人日本アレルギー学会 『アレルギーポータルサイト』

公益財団法人日本学校保健会 『学校保健ポータルサイト』

〈監修者・検討委員一覧〉

(※所属等は、当時のもの。)

【初版監修】

海老澤 元 宏	国立病院機構相模原病院	臨床研究センターアレルギー性疾患研究部	部長
柳 田 紀 之	国立病院機構相模原病院	小児科 医長	
長谷川 実 穂	国立病院機構相模原病院	臨床研究センターアレルギー性疾患研究部	管理栄養士
林 典 子	国立病院機構相模原病院	臨床研究センターアレルギー性疾患研究部	管理栄養士

【令和5年4月改訂版監修】

海老澤 元 宏	国立病院機構相模原病院	臨床研究センター長
柳 田 紀 之	国立病院機構相模原病院	小児科 部長
相模原市医師会	食物アレルギー対策委員会	

【相模原市立小中学校食物アレルギー対応検討委員会(平成25年度)】

内 藤 三 男	相模原市立広田小学校	校長
高 橋 正 美	相模原市立もえぎ台小学校	校長
黒 瀧 直 行	相模原市立新町中学校	校長
橋 本 千 帆	相模原市立橋本小学校	教諭(給食主任)
濱 田 陽 子	相模原市立向陽小学校	教諭(給食主任)
柳 澤 美 樹	相模原市立大野北小学校	養護教諭
白 井 悦 子	相模原市立麻溝台中学校	養護教諭
磯 貝 ゆ み	相模原市立谷口台小学校	学校栄養職員
濱 田 直 美	相模原市立くぬぎ台小学校	学校栄養職員
山 木 明 美	相模原市立双葉小学校	給食調理員
渡 辺 早智子	相模原市立城山学校給食センター	給食調理員

【相模原市立小中学校食物アレルギー対応検討委員会(平成26年度)】

内 藤 三 男	相模原市立広田小学校	校長
高 橋 正 美	相模原市立もえぎ台小学校	校長
黒 瀧 直 行	相模原市立新町中学校	校長
橋 本 千 帆	相模原市立橋本小学校	教諭(給食主任)
花 田 美智代	相模原市立弥栄小学校	教諭(給食主任)
田 中 真 理	相模原市立若草小学校	養護教諭
野 寄 雅 栄	相模原市立相武台中学校	養護教諭
竹 田 正 美	相模原市立向陽小学校	栄養教諭
中 村 あずさ	相模原市立鶴園小学校	栄養教諭
山 木 明 美	相模原市立双葉小学校	給食調理員
渡 辺 早智子	相模原市立城山学校給食センター	給食調理員

【相模原市立小中学校食物アレルギー対応検討委員会(令和3年度)】

佐藤 由起 相模原市立若草小学校 校長
林 由美子 相模原市立上溝南中学校 校長
大島 朱美 相模原市双葉小学校 教諭(給食主任)
小浪 聡子 相模原市立相模台小学校 教諭(給食主任)
戸田 奈緒 相模原市立新磯小学校 養護教諭
遠藤 智子 相模原市立中野中学校 養護教諭
中野渡 敦子 相模原市立麻溝小学校 栄養士
武田 麻美 相模原市立田名小学校 栄養教諭
中沢 りか 相模原市立向陽小学校 給食調理員
近藤 裕子 相模原市立南大野小学校 給食調理員

【相模原市立小中学校食物アレルギー対応検討委員会(令和4年度)】

佐藤 玲子 相模原市立根小屋小学校 校長
小川 勇一 相模原市立若草中学校 校長
井上 菜王子 相模原市若草小学校 教諭(給食主任)
小浪 聡子 相模原市立相模台小学校 教諭(給食主任)
久保田 江里子 相模原市立橋本小学校 養護教諭
佐藤 寛子 相模原市立青和学園 養護教諭
武内 牧子 相模原市立城山学校給食センター 管理栄養士
鳥羽 明日香 相模原市立旭小学校 栄養士
中沢 りか 相模原市立向陽小学校 給食調理員
近藤 裕子 相模原市立南大野小学校 給食調理員



相模原市立小中学校食物アレルギー対応マニュアル

平成 27 年 10 月発行

平成 29 年 4 月一部改訂

平成 30 年 12 月一部改訂

令和 4 年 2 月一部改訂

令和 4 年 4 月一部改訂

令和 5 年 4 月一部改訂

令和 6 年 8 月一部改訂

令和 8 年 1 月一部改訂

編集・発行 相模原市教育委員会教育局学校給食課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15